

〔労働者派遣事業〕

一 事業報告〈年度報告・6月1日現在の状況報告〉一 (平成27年9月決算以降)

労働者派遣事業を行う事業主は、労働者派遣事業を行う事業所ごとに、毎年、「労働者派遣事業報告書」を厚生労働大臣あてに提出しなければなりません。

なお、労働者派遣事業の実績がなかった場合にも提出の義務があります。

◎提出様式

		提出部数	
		原本	コピー
①	労働者派遣事業報告書〈年度報告・6月1日現在の状況報告〉 (様式第11号) [第1面～第7面] ※労働者派遣事業を行う事業所ごとに作成	1	2
②	最近の事業年度に係る貸借対照表・損益計算書 (もしくは、労働者派遣事業収支決算書(様式第12号))	(1)	3 (2)

◎提出期限 ① 年度報告・6月1日現在の状況報告(様式第11号) ※新様式となります
〈年度報告〉

・・・事業年度経過後(決算後)の翌月以後最初の6月30日まで

〈6月1日現在の状況報告〉

・・・毎年6月30日まで

② 最近の事業年度に係る貸借対照表・損益計算書(もしくは労働者派遣事業収支決算書)

・・・事業年度経過後(決算後)3カ月以内

◎平成27年9月29日までに事業年度終了日を迎えた事業主について

年度報告は(旧)様式第11号で事業年度経過後(決算後)1ヶ月以内に提出。平成28年6月30日までに提出する(新)様式第11号では、6月1日現在の状況報告[第1面・第6面・第7面]のみの記載となります。

◎提出先 事業主を管轄する労働局